

国際日本文化研究センター国際研究推進部国際研究企画室部会設置要項

令和3(2021)年12月10日 所長裁定
 令和6(2024)年 2月22日 最終改正

(設置)

第1条 この要項は、国際日本文化研究センター国際研究推進部国際研究企画室設置要項第7条に基づき、国際研究企画室の下に置く部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(部会の業務)

第2条 国際研究企画室の業務に関して、国際研究企画室長の要請により部会毎に担当業務を遂行する。

(部会の種類及び業務内容)

第3条 部会の種類及び業務内容は次のとおりとする。

- (1) 国際交流部会 「国際日本研究」コンソーシアムの事業に関する企画立案及び連絡調整、センターが実施する海外研究交流事業の推進及びネットワークの形成・強化、研究者コミュニティの動向把握及び研究支援、国際拠点形成、国際研究協力、日文研ハウス等に関する業務を遂行する。
- (2) 研究推進部会 「接合域と多面性の討究」研究プロジェクトに係る企画・運営、その他研究協力等に関する業務を遂行する。
- (3) 「人文知と情報知の融合」部会 「人文知と情報知の融合」事業に係る企画・運営等に関する業務を遂行する。

(組織)

第4条 各部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 部会長を置き、部会長は、研究教育職員の中から国際研究推進部長が指名する者をもって充てる。
- 二 副部会長を置き、副部会長は、部会構成員の中から部会長が指名する者をもって充てる。
- 三 部会構成員を置き、部会構成員は、研究教育職員及び事務職員の中から国際研究推進部長が指名する者で組織する。
 - (1) 部会長が必要と認めたときは、部会に部会構成員以外の職員の出席を求めることができる。
 - (2) 部会長又は副部会長は、部会の検討状況及び結果を国際研究企画室会議に報告する。
 - (3) 部会長に事故等があるときは、副部会長がその職務を代行する。

(任期)

第5条 前条に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(その他)

第6条 この設置要項に定めるものの他、部会の運営に関して必要なことは国際研究企画室長が定める。

附 則

この要項は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6(2024)年4月1日から施行する。